

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月27日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第5号

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正する規則（平成23年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第1号）を次のように改正する。

附則第2項中「平成23年12月31日」を「平成24年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。